

1/4新庁舎の供用開始について

新庁舎の供用開始は平成 28 年1月4日（月）です。下記の表内にある部署が新庁舎へ移転となります。現在の石川・勝連・与那城の各庁舎にある部署については、平成 28 年 5 月上旬に現本庁舎（西棟）へ移転となります。なお、各庁舎の市民関連窓口（住民票や納税関係、福祉等）は引き続きご利用いただけます。

また、市では総合計画に掲げた施策を着実に実現していくため、平成 28 年4月1日（金）より組織改編を予定しています。詳細が決まり次第、ホームページや広報紙等でお知らせいたします。

行政改革推進室
☎ 973-5403



うるま市役所新庁舎（東棟）への移動部署（平成 28 年 1 月 4 日（月）より）

(3階)

企画課	☎ 973-5005	基地対策課	☎ 973-5029	秘書広報課	☎ 973-5079
財政課	☎ 973-6753	情報課	☎ 973-5204	総務課防災係	☎ 973-5029
行政改革推進室	☎ 973-5403				

(2階)

介護長寿課	☎ 973-3208	地域包括支援センター	☎ 973-5112	生活福祉課	☎ 973-4982
保育課	☎ 973-5427	児童家庭課	☎ 973-4983	子ども・子育て対策室	☎ 989-5313

(1階)

市民課	☎ 973-3206	市民生活課	☎ 973-5487	国民健康保険課	☎ 973-3202
市民税課	☎ 973-5382	資産税課	☎ 973-5394	納税課	☎ 973-1099
障がい福祉課	☎ 973-5452	会計課	☎ 973-5680		

保育課からのお知らせ

☎973-5427

認可外保育施設を設置した場合、設置した日から1ヶ月以内に県知事へ届出るよう義務づけられています。

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的に設置する施設で、県知事の認可が必要な認可保育所以外の施設の総称です。届出を怠ったり、虚偽の届出をしたときは、過料が課せられる場合があります。届出がまだの事業者はお早めに届け出てください。県知事への届出対象施設・届出対象外施設は下記のとおりです。詳しくは沖縄県のホームページで案内しております。

【対象】うるま市内で認可外保育施設を運営する者

【申請方法】保育課備え付けの申請書を提出

【設置届けの提出先】うるま市役所 保育課

【お問い合わせ】 沖縄県 子育て支援課 ☎866-2457
うるま市役所 保育課 ☎973-5427

うるま市認可外保育施設 保育料助成事業の申請受付を次の内容で行います。

補助対象要件を満たす者で認可保育園に通った場合の保育料と認可外保育施設保育料との差額分(児童一人あたり月額5,000円を上限)を補助します。

【対象利用月】平成27年10月分～12月分の保育料

【申請場所】保育課窓口(本庁2階)

【受付日時】平成27年12月1日～12月22日

【必要書類】支給認定書・保育料領収書(専用)・完納証明書・通帳・印鑑(通帳印)

